資料５－１

第３期生駒市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1　変更点

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保－（3）その他の子ども・子育て支援－事業 11　利用者支援事業計画の変更

2　変更理由

児童福祉法の改正により、本市では令和 6 年度にこども家庭センターを機能設置し、児童福祉部門と母子保健部門が一体的な組織として子育てに対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく対応することとした。同年度、当事業においても、これまでの「母子保健型」が「こども家庭センター型」と改められたが、当計画策定時には、反映されていなかったため。

さらに、当市においては「こども家庭センター」と「マタニティコンシェルジュ」の実施場所が分かれていることから、「3 か所」を「4 か所」に変更する。

3　　変更内容

⑴　事業の目的・内容

後段の「利用者支援事業では、基本型として「みっきランドでの相談」、特定型として「保育コンシェルジュ」、」以降を、「こども家庭センター型として「こども家庭センター」「マタニティコンシェルジュ」を設置しています。」に変更

⑵　実績

ア　実施拠点数の「R6 年度（見込み）」の実績値「3 か所」を「4 か所」に変更

イ　本文中、「保育コンシェルジュ」と「マタニティコンシェルジュ」の間に、次の文を追加

「こども家庭センター」 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な組織として子育てに対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく対応しています。

⑶　見込み量と確保量

実施拠点数の R7 年度から R11 年度までの見込み量を全て「4 か所」に変更